

建築物省エネルギー消費性能 適合性判定

申請要領

(2026年6月15日以降)

ハウスプラス住宅保証株式会社

全ての建築物の用途の新築・増改築等を申請対象範囲としています。

計画書第三面 【6. 建築物の用途】	当社の建物用途区分	内容
非住宅建築物	非住宅建築物	
一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	
共同住宅等	木造長屋タイプ	木造（混構造を除く）で2～24戸までの住戸数のものを指し、原則として、共用廊下等がある場合でも、共用部の一次エネルギー消費量計算が生じない、もしくは共用部設備が共用廊下の照明のみとなる住宅など（ハウスプラスが認める場合に限る）を指します
	共同住宅等 （木造長屋タイプを除く）	
複合建築物	複合建築物	非住宅建築物＋共同住宅等（木造長屋タイプを含む）の取扱いとさせていただきます ただし、確認申請書第四面に記載する用途区分コードが08060（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの）で住戸数が1の場合は、非住宅建築物＋一戸建ての住宅と致します

当社の建物用途区分の詳細については、料金規程をご参照ください。

住宅（一戸建て住宅・共同住宅等）の用途となる確認申請書第四面に記載する用途区分は、原則、以下の6用途区分のみです。

建築物省エネ法上の基準省令で定められた用途は、以下のように用途区分コードで判断することが出来ます。

用途区分コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある用途 （建築物用途）	建築物省エネ法上の基準省令で定められた用途 ^{*1}
08010	一戸建ての住宅	住宅
08020	長屋	
08030	共同住宅	
08040	寄宿舎	
08050	下宿	
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所等、店舗であれば百貨店等 ^{*2}
08070	幼稚園	学校等
08080	小学校	学校等

エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）標準入力法 入力マニュアル



国土交通省 国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人 建築研究所

https://building.lowenergy.jp/file/webprov3_manual_20260401.pdf 16ページ以降の表 1-2-1参照

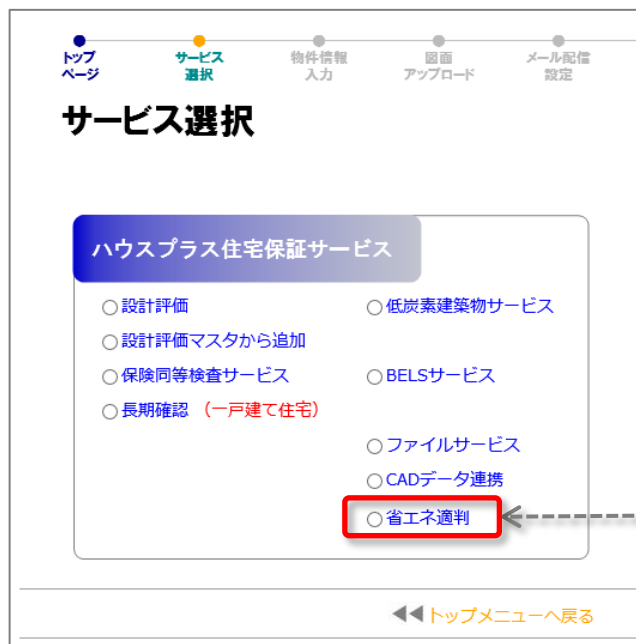
- 原則、全て、**ポータル申請（電子申請）**とさせていただきます。
- 紙申請を希望される場合は、別途ご相談ください。

ポータルの申請アカウントについて

- 当社のポータルの申請アカウントをお持ちでない場合、また、建築物省エネルギー消費性能適合性判定の電子申請を行ったことがない場合は、その利用の申込みが必要です。サービスページのダウンロードコーナーから、ご案内並びに申込書をご参照ください。
- ダウンロードコーナー <https://www.houseplus.co.jp/hpa/service/shoene-tekihan/download.html>

電子申請				
NO	資料名	備考	掲載日	ダウンロード
1	電子申請のご案内		2021-07-20	
2	ポータル利用申込書（省エネ）		2021-07-20	

サービス選択（ポータル申請）について



サービス選択

ハウスプラス住宅保証サービス

- 設計評価
- 設計評価マスタから追加
- 保険同等検査サービス
- 長期確認（一戸建て住宅）
- 低炭素建築物サービス
- BELSサービス
- ファイルサービス
- CADデータ連携
- 省エネ適判

◀◀ トップメニューへ戻る

ポータルログイン後、
「新規物件の作成」後のサービス選択について

どの建築物用途でも、
『**省エネ適判**』のサービスを選択してください

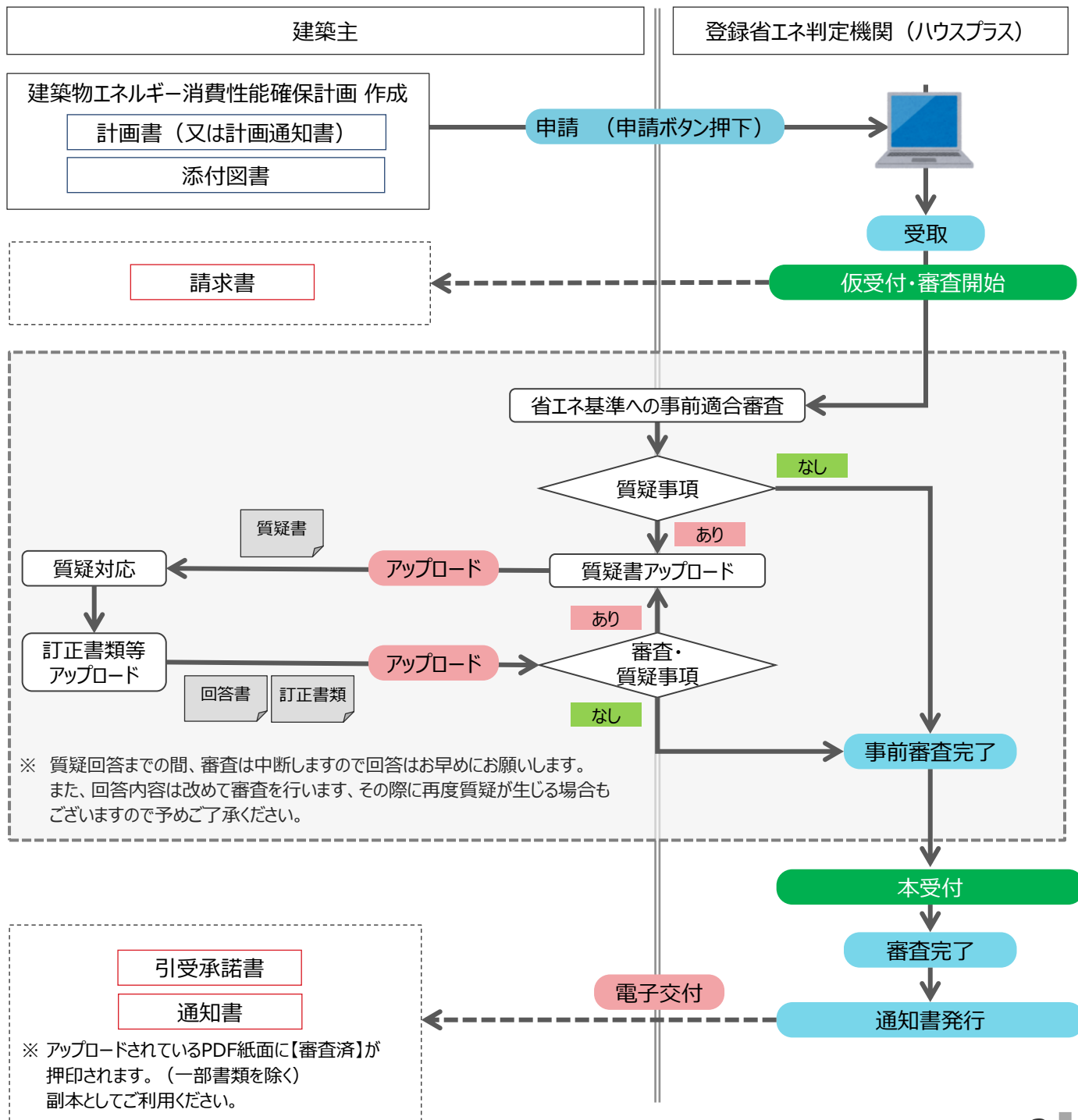
判定フローについて

2026/06/15 修正



☑ ポータル申請（電子申請）における判定フローは、以下のフローによります。

申請の受取から 通知書発行までの期間（目安）	非住宅建築物	1～1.5か月
	一戸建ての住宅	約3～4週間
	木造長屋タイプ	約3～4週間
	共同住宅等	1～2か月



判定用提出図書

(計画変更、軽微変更ルートCは、現在準備中)

☑ 申請対象範囲ごとの判定用提出図書は下記の通りです。添付図書については、表い・ろ・はを参照ください。

申請対象範囲		共同住宅等				複合建築物
		非住宅建築物	一戸建ての住宅	木造長屋タイプ	共同住宅等 (木造長屋タイプを除く)	
申込書 (当社指定)		必須				
計画書 又は 計画通知書*1	第一面～第三面	必須				
	第四面	必須				
	第五面	必須 (記載なし)	必須 (記載なし)	必須	必須	必須
添付図書 (以下説明は、本要領内特記) 設計者の氏名の記載があるものに限る		表 (い・ろ)	表 (い・は)	表*2 (い・ろ・は)	表*2 (い・ろ・は)	表*2 (い・ろ・は)
設計内容説明書		非住宅用	住宅用	住宅用	住宅用	それぞれ必須
標準入力法 又は モデル建物法 エネルギー消費性能計算プログラム計算書		必須	—	住宅共用部 適宜*3	住宅共用部 適宜*3	非住宅部 必須 + 住宅共用部 適宜*3
外皮計算書 (仕様基準を用いる場合を除く)		—	必須*4	必須*4	必須*4	必須*4
一次エネルギー消費量計算書 (仕様基準を用いる場合を除く)		—	必須*4	必須*4	必須*4	必須*4
共同住宅等の 計算結果集計プログラム集計結果		—	—	必須*5	必須*5	必須*5
上記計算書の算定根拠資料		必須	必須	必須	必須	必須
委任状		提出者が申請を行わない場合は、計画書 (第二面) 代理者と一致させて提出ください				
その他必要な図書		<ul style="list-style-type: none"> ・その他所管行政庁が必要と認める図書 ・その他建築物エネルギー消費性能確保計画の必要に応じて提出をお願いいたします 				

- *1 建築確認が「計画通知」の場合は、省エネ適判も「計画通知書」による申請が必要になります。
- *2 計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、表 (ろ) に掲げる図書に代えて表 (は) に掲げる図書
- *3 住宅共用部は、判定の範囲に含むか否かを選択することができます。
判定を含む場合は、非住宅用の標準入力法で計算したエネルギー消費性能計算プログラム計算書を提出してください。
- *4 「外皮基準を仕様基準+一次エネ基準を標準計算」もしくは「外皮基準を標準計算+一次エネ基準を仕様基準」とする場合は、そのそれぞれにおいて必要な計算書を添付してください。
- *5 「一次エネ基準を標準計算」とする場合は、共同住宅等の計算結果集計プログラム (<https://aptstd.app.lowenergy.jp/>) で集計を行った結果または設計内容説明書 (別紙) を提出してください (複合建築物の場合で、1住戸の場合を除く)。

添付図書について (参考)

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第三条 法第十一条第一項 (法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。) の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の (い) 項及び (ろ) 項に掲げる図書 (当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の (ろ) 項に掲げる図書に代えて同表の (は) 項に掲げる図書) その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの (正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。) とする。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第三条第1項 表 (い)

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分。以下この表において同じ。）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表及び第十二条第一項の表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能確保設備の種類
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能確保設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能確保設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない

添付図書（ろ）

☑ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第三条第1項 表（ろ）

図書の種類		明示すべき事項
機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数
	照明設備	照明設備の種類、仕様及び数
	給湯設備	給湯器の種類、仕様及び数
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数 節湯器具の種類及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、仕様及び数	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、仕様及び数	
仕様書	昇降機	昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	空気調和設備	部材の種類及び寸法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	空気調和設備	縮尺
		空気調和設備の有効範囲
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
	照明設備	縮尺
		照明設備の位置
	給湯設備	給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置
		節湯器具の位置
昇降機	縮尺	
	位置	
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺	
	位置	
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	照明設備の制御方法
	給湯設備	給湯設備の制御方法
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法

表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない

添付図書（は）

 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第三条第1項 表（は）

図書の種類		明示すべき事項
機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
節湯器具の種別、位置及び数		
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	

表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない

提出図書のアップロード（画面）

2026/06/15 修正



☑ 判定用提出図書を整えて、全てアップロードしてください。

新規の物件作成で申請データを作成した場合の図書アップロード画面

既サービスから「お申込サービスの追加・削除」で申請データを作成した場合の
新規図書追加画面

物件を作成してから図書を追加する場合の
新規図書追加画面

- ☑ 申込書・計画書（計画通知書）・委任状は、ポータル上で作成し、PDFファイルを提出図書としてアップロードをお願い致します。（共同住宅等・複合建築物で計画書（計画通知書）の第五面を住戸ごとに作成・提出する場合は、別にデータ作成し、アップロードをお願い致します。）
- ☑ 2026年6月14日までの事前適合審査の申請物件は、申込書・計画書・委任状をExcelで作成し、Excel・PDFファイルのそれぞれをポータルに提出図書としてアップしていただいていたましたが、2026年6月15日以降は、申込書・計画書（計画通知書）・委任状をポータル上でPDFファイルを作成し、アップロードをお願い致します。

ポータル画面（物件画面）



作成 → チェック (OK) → 図書に追加 により、提出図書にPDFファイルを追加することができます。

計画書 第二面 作成画面（例）

留意事項 ① 「申請」ボタンの押下

- ☑ 省エネ適合性判定で求められる判定提出図書が整いましたら、ステータス・機能ボタンの「申請」の押下により、事前適合審査の申請をお願いします。申請ボタンを押さない限り、ハウスプラスの受取処理はスタートされません。

★物件詳細

★トップメニュー > ★物件一覧

物件名: ハウスプラス事務所新築工事

省エネ適判

選択物件情報

受付番号: お客様物件番号

物件名: ハウスプラス事務所新築工事

地名地番: 東京都東京都港区海岸1-11-1

物件作成者: デモアカウント - demo 本社 -- デモ用責任者

申込担当者: [不明]

評価機関担当者: [不明]

評価員: [不明]

建築物の用途: 非住宅建築物

物件作成日: 2026/04/30 15:31

評価日: 2026/04/30 16:12

メール配信設定: 未

「申請」ボタンを押下してください

ステータス・機能ボタン

作成中 >>> 申請中 >>> 受付済審査中 >>>> 質疑書提示中 <<<< 質疑書回答中 >>>> 検収中 <> 審査済 <> 通知書交付済

申請 | 質疑書取止め <> | 質疑書提示・回答 | 審査完了 | 検収完了 | 交付済

※申請ボタンをクリックしても何も起きない方

留意事項 ② 疑義による提出図書の修正（差替え）

- ☑ 事前適合審査の疑義により提出図書の修正を行う場合は、当該図書の「編集」ボタンにより、修正した提出図書のアップロードをお願い致します。誤って提出した図書を除き、最右の「削除」ボタンで提出した図書を削除しないようにお願いします。（過去の提出された履歴が追えなくなります。）

編集	表示	履歴	図書名	更新日	備考	サイズ	並び替え	編集ロック	削除
編集	表示	履歴	平面図.pdf	2026/05/11 14:22		9KB	↓ ↑	🔒	削除
編集	表示	履歴	立面図断面図.pdf	2026/05/11 14:38		9KB	↑ ↓	🔒	削除
編集	表示	履歴	一次エネルギー消費量計算書.pdf	2026/05/11 14:46					削除

削除原則 NG

「編集」ボタンから修正した提出図書（一式）を再度アップロードしてください

「履歴」ボタンから過去に提出された提出図書の履歴が確認できます

★図書更新

★トップメニュー > ★物件一覧 > ★物件詳細

物件名: ハウスプラス事務所新築工事

更新

図書名: 平面図_Ver2.pdf

備考: [不明]

アップロードファイル選択

直接ドラッグアンドドロップするか
ドキュメントファイルを選択ボタンを押下してください

ファイルは登録されません
又は、30.7MB までです。